

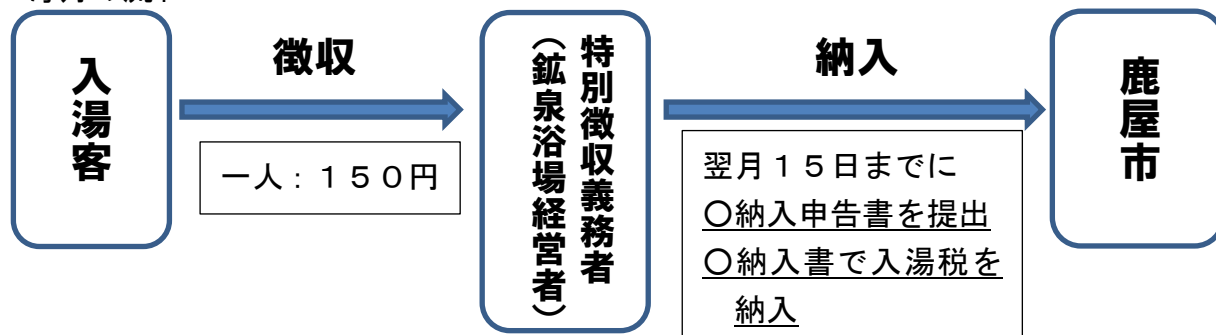
入湯税について

1 はじめに

入湯税とは、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客にご負担いただく税金です。

入湯税は、鉱泉浴場経営者が徴収を行い、それを毎月鹿屋市に対し納付する「特別徴収」の形式となります。

2 毎月の流れ



3 課税が免除される方

鉱泉浴場に入浴された方が納税義務者となりますが、下記に該当する場合、課税が免除されます。

- (1) 12歳未満の方
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方

4 帳簿の作成と保存について

特別徴収義務者には帳簿の保存が義務づけられています。つきましては必要事項（毎日の入湯客数・入湯料金・入湯税額）を記載した帳簿の作成をお願いします。

なお、この帳簿は1年以上保管してください。

※条例は1年となっておりますが、可能な限り5年間保存をお願いします。

5 各種届出について

以下の異動が発生した場合は、必ず申告書の提出をお願いします。

異動事由	提出書類	書類提出時期
新たに鉱泉浴場を経営する場合	入湯税に係る経営（異動）申告書	経営開始の前日まで
施設等に変更が生じた場合		異動時点で直ちに

6 現地調査

鉱泉浴場においては、必要に応じて現地調査を行わせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

7 問合せ先

鹿屋市役所 税務課 市民税係	電話	0994-31-1112（税務課直通）
	F A X	0994-31-1163